

須賀川地方広域消防組合公告第 1 3 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6、須賀川地方広域消防組合契約規則第 2 条準用規定に基づく須賀川市契約規則（平成 29 年規則第 22 号）第 6 条及び市有財産一般競争入札実施要綱（平成 15 年 2 月 20 日施行）第 5 条の規定に基づき、次のとおり組合有財産の売払いに係る一般競争入札について公告する。

令和 5 年 1 2 月 6 日

須賀川地方広域消防組合
管理者 橋 本 克 也

1 入札対象物件

【物件 1】高規格救急自動車 1 台

自動車登録番号	福島 800 す 6752
初年度登録年月	平成 23 年 11 月
自動車の種別/用途	普通/特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	救急車
車名/車台番号	トヨタ/TRH226-0009185
型式/原動機の型式	CBF-TRH226S
車両重量/車両総重量	2, 780 kg/3, 165 kg
車体の大きさ	長さ : 564 cm 幅 : 192 cm 高さ : 250 cm
排気量/燃料	2. 69L/ガソリン
車検証有効期限	期限切れ（令和 5 年 11 月 16 日満了）
ミッション/ハンドル	オートマチック/右ハンドル
走行距離	104, 686 km
車両の状況	経年・使用による汚れ、傷、色あせ等あり。
リサイクル料金預託	預託済（15, 250 円）
保管場所	須賀川消防署

2 物件確認の期間及び場所

- (1) 物件確認期間 令和5年12月6日(水)から12月19日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 物件確認時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 物件確認場所 須賀川消防署(須賀川市丸田町153)

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和5年12月26日(火) 午後2時
- (2) 入札場所 須賀川地方広域消防本部3階講堂

4 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を組合が発行する納入通知書により現金で、入札日の前日までに納入しなければならない。

5 入札の参加資格

次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する者
- (3) 市町村税等を滞納している者
- (4) 福島県暴力団排除条例施行規則第4条の規定に該当する者
- (5) 公共の秩序維持に支障をきたすおそれがあるなど管理者が入札に参加することが
適当でないと認めた者

6 入札参加申込の受付及び提出書類

- (1) 入札に参加しようとする者は、2で定める閲覧期間・時間内に次に掲げる書類を消防本部総務課に提出し、当該入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期間内に書類を提出しない者又は入札参加申込資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

ア 一般競争入札参加申込書(様式第2号)

イ 納税証明書(個人の場合は市町村税、法人の場合は市町村税及び消費税)

ウ 住所証明書(個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記全部事項証明書とし、
発行から3か月以内のもの)

エ 印鑑証明書(発行日から3か月以内のもの)

オ 身分証明書(様式第3号、法人は不要)

- (2) 一般競争入札参加申込書（様式第2号）及び身分証明書（様式第3号）は、消防本部総務課で配布するほか、組合ホームページに掲載する。（ダウンロード可）
- (3) 入札参加資格の確認は、申込書の提出期日をもって行う。
- (4) 入札参加資格の申し込みがあった場合は、関係書類を審査し、その結果を一般競争入札参加資格通知書（以下「参加資格通知書」という。）により通知する。

7 入札の方法

- (1) 入札を行う場合、入札参加者は参加資格通知書を提出しなければならない。
- (2) 入札参加者が代理人をして入札させるときは、委任状（様式第5号）を提出しなければならない。委任状は、消防本部総務課で配布するほか、組合ホームページに掲載する。（ダウンロード可）
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (4) 入札書（指定様式）は、入札保証金納付済書を確認し、消防本部総務課で交付する。
- (5) 入札者は、入札書に必要な事項を記載し、署名・押印（印鑑証明書と同一の印鑑）のうえ入札を行う。なお、入札書の書換え又は撤回することはできない。

8 入札の中止

入札参加者が不当な利益を得るために連合したなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることができる。

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 開 札

開札は、入札の場所において入札者を立ち会わせて直ちに行うものとする。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格（最低入札価格）以上の価格で入札した者のうち、最高の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札者以外の者に対しては、入札保証金を還付する。

12 契 約

- (1) 契約は、落札者を決定した日から14日以内に車両売買契約書により締結する。
- (2) 落札者が14日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり入札保証金は組合に帰属する。

13 契約の解除

契約の相手方が契約書に定める義務を履行しない場合は、組合は契約を解除できる。

14 契約保証金

契約の相手方は、契約の締結までに契約金額の100分の10の契約保証金を納入しなければならない。この場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

15 売買代金の納入方法

- (1) 契約の相手方は、契約締結後30日以内に、売買代金の全額を組合に納入しなければならない。
- (2) 契約の相手方は、納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定する率を常時計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を納入しなければならない。
- (3) 管理者が納入期限後に、納付することを不能と認めたときは契約を解除するものとし、契約保証金は組合に帰属する。

16 所有権の移転等

- (1) 所有権は売買代金を完納したときに移転し、物件の引渡しは代金完納後14日以内に行う。なお、引渡しは保管場所において、現状のまま引渡すものとする。（運搬等に関する費用は、落札者が負担するものとする。）
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙及び抹消登録等に必要な一切の費用は落札者の負担とする。

17 引き渡し後の手続き

- (1) 車両を解体処分する場合

落札者は、その責任において契約物件の解体処分を行うこと。なお、抹消登録等の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）に解体状況が確認できる写真を添付し、物件引渡し後60日以内に消防本部総務課に提出すること。

- (2) 車両を登録等する場合

ア 落札者は、一時抹消登録等の手続きを行い、手続き完了を証する書類を物件引渡し後 14 日以内に消防本部総務課に提出すること。

イ 落札者は、消防章・赤色警光灯・回転灯・サイレンアンプ等の撤去、ボディー文字・マーク等の消去を行い、確認できる写真を物件引渡し後 14 日以内に消防本部総務課に提出すること。

(3) その他

ア 抹消登録等に係る手続き、車両の運搬、再登録、解体処理、その他物件引渡し等に係る一切の費用は落札者の負担とする。

イ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 33 条第 1 項に規定する譲渡証明書等は、落札者の請求に基づき交付する。

ウ 緊急自動車届出に係る返納手続きは組合で対応する。